第12　実習計画の認定取消

1　農林水産省は、受入機関に対し第８の５の措置を講じたにもかかわらず必要な改善が認められない場合には、当該受入機関において外国人調理師が特定日本料理調理活動に従事する実習計画の認定を取り消すものとする。

２～４　（略）

第13　農林水産省への報告

1　取組実施機関は、次に掲げる場合は、その状況を速やかに別記様式第９号から第13号までにより農林水産省に報告しなければならない。

⑴　（略）

⑵　外国人調理師が帰国した後、日本料理の海外への普及に係る業務に就業した場合

⑶　外国人調理師が第４の１⑷に定める休暇を取得した場合

⑷　特定日本料理調理活動において、第４の１に定める申請に係る事項に変更が生じた場合（第５の１の規定に基づき申請する場合を除く。）

⑸　実習計画に即した特定日本料理調理活動が実施されていないことが判明した場合

⑹　特定日本料理調理活動の継続が不可能となった場合

⑺　外国人調理師又は受入機関が第４の２に掲げる要件を満たさなくなった場合

⑻　その他特定日本料理調理活動の実施状況等に関し報告が必要であると農林水産省が認める場合

2　（略）

第14　関係省庁への報告

1　取組実施機関は、次に掲げるときは、速やかに管轄地方入国管理局に報告するものとする。

⑴　（略）

⑵　農林水産省により実習計画の変更の承認を受けたとき。

⑶　第13の１に掲げる場合が生じたとき。

⑷　農林水産省により実習計画の認定を取り消されたとき。

2　（略）

第15　海外での日本料理普及活動従事のための支援

1　（略）

2　農林水産省は、取組実施機関から第13の１の⑴による報告を受けたとき、特定日本料理調理活動を終了した外国人調理師に関する情報を特定非営利活動法人日本食レストラン海外普及推進機構に通知することができる。

附則

この要領は、平成29年８月25日から施行する。

第10　実習計画の認定取消

1　農林水産省は、受入機関に対し第６の５の措置を講じたにも関わらず必要な改善が認められない場合には、当該受入機関において外国人調理師が特定日本料理調理活動に従事する実習計画の認定を取り消すものとする。

２～４　（略）

第11　農林水産省への報告

1　取組実施機関は、次に掲げる場合は、速やかに農林水産省に報告しなければならない。

⑴　（略）

［新設］

［新設］

⑵　特定日本料理調理活動において、第４の１に定める申請に係る事項に変更が生じた場合又は実習計画に即した特定日本料理調理活動が実施されていないことが判明した場合

［新設］

⑶　特定日本料理調理活動の継続が不可能となった場合

⑷　外国人調理師又は受入機関が第４の２及び３に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合

⑸　その他特定日本料理調理活動の実施状況等に関し報告が必要であると農林水産省が認める場合

2　（略）

第12　関係省庁への報告

1　取組実施機関は、次に掲げるときは、速やかに管轄地方入国管理局に報告するものとする。

⑴　（略）

［新設］

⑵　第11の１に掲げる場合が生じたとき。

⑶　農林水産省により実習計画の認定を取り消されたとき。

2　（略）

第13　海外での日本料理普及活動従事のための支援

1　（略）

2　農林水産省は、取組実施機関から第11の１の⑴による報告を受けたとき、特定日本料理調理活動を終了した外国人調理師に関する情報を特定非営利活動法人日本食レストラン海外普及推進機構に通知することができる。

［新設］